

037 ウルトランキャラクター事件

平成 25 年 10 月 29 日 (第 8 回)

聖法律事務所 井奈波 朋子

原審	東京地裁平成 22 年 9 月 30 日判決 (一部認容) 平成 21 年 (ワ) 第 6194 号 譲受債権請求承継参加申立事件 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101008152450.pdf
控訴審	知財高裁平成 23 年 7 月 27 日判決 (原判決変更・請求棄却) 平成 22 年 (ネ) 第 10080 号 譲受債権請求承継参加申立控訴事件 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110728092937.pdf 上告受理申立て (不受理)
判例評釈掲載文献	原審につき ジュリスト 1423 号 124 頁 嶋拓哉 特許ニュース 12933 号 3 頁

第 1 事案の概要

1 当事者

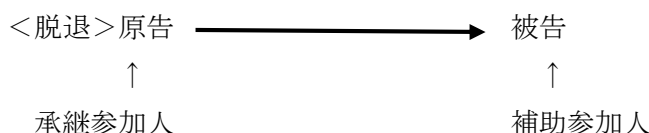
参加人：ユーエム株式会社 (第 1 審脱退原告承継参加人・控訴人・被控訴人)

なお、参加人の取締役は、脱退原告の知人

脱退原告：タイ人 A (チャイヨ・フィルム・カンパニー・リミテッド社長)

被告：(株) 円谷プロダクション (第 1 審被告・被控訴人・控訴人)

補助参加人：(株) バンダイ (控訴審より補助参加した上記補助参加人)



2 訴訟物・請求原因

債務不履行に基づく損害賠償請求および不当利得返還請求

① 脱退原告は、本件契約に基づき、本件著作物の日本以外の国における独占的利用権

の許諾を受けた。※本件著作物：別紙第二目録記載の著作物（目録は添付されていないが、ウルトラマン・ウルトラセブン・帰ってきたウルトラマン・ウルトラマンエース・ウルトラマンタロウのようである）

- ② 被告は、日本以外の国において、第三者に対し、本件著作物や新規に製作したウルトラ作品およびこれらを素材にしたキャラクター商品の利用を許諾し、許諾契約違反を行っていることが債務不履行に該当する。
- ③ 被告は、脱退原告に対し、債務不履行に基づく損害賠償義務および第三者から得た許諾料の不当利得返還義務を負う。
- ④ 参加人は上記各債権を譲り受けた。

【本件契約の内容】 ※東京地裁平成 11 年 1 月 28 日判決参照

円谷プロド・アンド・エンタープライズ・カンパニー・リミテッドが、チャイヨの社長である脱退原告に対し、日本を除くすべての国において、期間の定めなく、独占的に、本件著作物について以下の権利等を許諾する。

- ① 配給権(Distributing Right) (第 3 条 3. 1)
- ② 制作権(Production Right) (第 3 条 3. 2)
- ③ 複製権(Reproduction Right) (第 3 条 3. 3)
- ④ 著作権(Copyright) (第 3 条 3. 4)
- ⑤ 商標(Trademark) (第 3 条 3. 5)
- ⑥ ラジオ・テレビなどのあらゆるマスメディアを介した放送及び全ての新聞による広告権(Broadcasting through any mass media such as Radio, Television, etc. and the right to advertise in any newspaper.) (第 3 条 3. 6)
- ⑦ 本件著作物の制作において使用されたオリジナルのモデル及びキャラクターについて、商業上の目的のためにする複製(Reproduction of all models and characters used in the production of the films.mentioned in article 1 under the original character by any material and in any form for commercial purposes.) (第 3 条 3. 7)
- ⑧ 上記権利の第三者への譲渡(Transfer the rights mentioned above to the third person.) (第 3 条 3. 8)

3 本件訴訟に至る経緯

昭和 51 年 3 月 4 日	脱退原告・被告間で本件契約締結。ただし、被告は、本件契約は偽造されたものとして、成立の真正を争っている。
平成 8 年ころから	被告ないし上海円谷と他社との間で、ライセンス契約①～⑩締結 ➤ライセンス契約①：平成 8 年 9 月 1 日、被告がバンダイに対

	<p>し、「ウルトラマン」から「ウルトラマンティガ」の全キャラクターの名前、ロゴ、シンボル、商標、著作権、類似品、描写および写真について、ライセンス期間を契約締結日～平成9年12月31日までとして、韓国、香港、マカオ、台湾、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシアにおける利用権をライセンス。現在まで更新。</p> <p>▶ライセンス契約②～⑧：平成9年～平成15年にかけて、被告がタイ法人7社に対し、新シリーズないし新キャラを対象にライセンス。</p> <p>▶ライセンス契約⑨～⑰：参加人が、被告と他社との間で、ライセンス契約が締結されていると主張するもの。ただし、ライセンスの内容は明確ではなく、一部につき、被告がライセンス契約の存在を否定。</p> <p>▶ライセンス契約⑱～⑳：上海円谷から中国法人3社に対するライセンス。</p>
平成10年1月29日	<p>脱退原告・チャイヨ・バンダイ間で契約締結（平成10年契約）。平成10年契約は、チャイヨとバンダイ間における紛争回避を目的に締結された。平成10年契約第2.3条には、次のように規定されている「チャイヨ、その関連会社、子会社は、チャイヨ権利（本件契約書記載の一切の権利）に関し、以下のとおり（i）現在又は将来に亘って、バンダイ・グループに対して想定されるいかなる権利の行使も放棄する。（ii）現在又は将来に亘って、想定される全世界における一切の法律又は規則に基づく、司法上・非司法上、及び刑事上・民事上のあらゆる訴訟及び請求原因からバンダイ・グループを解放する」</p>

【東京訴訟】

平成15年2月28日、東京地裁判決。本件契約の成立の真正を肯定。本件契約は、本件著作物についての独占的な利用権についてライセンスを付与するものと認定（譲渡契約ではない）。脱退原告は、本件著作物の著作権だけでなく、ウルトラマンシリーズの将来作品の著作権ないし独占的な利用権についても与えられたと主張したが、ライセンス対象を本件著作物に特定していることなどから、当該主張は認めず。双方、控訴。

平成15年12月10日、東京高裁判決。脱退原告の独占的な利用権確認。確定。

【タイ訴訟】

平成20年2月5日、最高裁判所は、本件契約書の偽造を認め、脱退原告に対して、本

件契約に基づく権利主張および本件契約の使用の禁止、損害賠償の支払等を命じ、脱退原告が日本以外の国で本件著作物の著作権を有することの確認請求は棄却。

【中国訴訟】

平成 21 年 9 月 16 日、本件契約の成立の真正を否定、脱退原告の請求棄却。上告中。

第 2 争点

- ① 本件訴訟の国際裁判管轄
- ② 本件の準拠法
- ③ 本件契約の成否および内容
- ④ 被告の債務不履行および不当利得の有無
- ⑤ 脱退原告から参加人への請求権譲渡
- ⑥ 商事消滅時効の成否

第 3 原審判決—参加人の請求を一部認容（※下線はレジюме作成者が付した）

1 争点① 国際裁判管轄について

「我が国の国際裁判管轄をいかなる場合に肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や、裁判の適正・迅速の理念により、条理に従って決定するのが相当である（最高裁判所昭和 56 年 10 月 16 日第 2 小法廷判決・民集 35 卷 7 号 1224 頁、最高裁判所平成 8 年 6 月 24 日第 2 小法廷判決・民集 50 卷 7 号 1451 頁参照。）。そして、我が国の民法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、我が国で裁判を行うことが上記理念に反する特段の事情があると認められる場合を除き、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当である（最高裁判所平成 9 年 11 月 11 日第 3 小法廷判決・民集 51 卷 10 号 4055 頁参照）。

これを本件についてみると、被告は、日本に本店を有する日本法人であり、我が国で裁判を行うことについて上記特段の事情が存在すると認めるに足る証拠もないので、我が国の国際裁判管轄を認めるのが相当である。」

被告は、中国訴訟と本件訴訟は請求の一部が重複し国際訴訟競合であると主張していたが、裁判所は、被告の債務不履行行為としてあげられているのは、日本法人、タイ法人、中国法人等、合計 20 社に対してウルトラマン映画等の利用を許諾した行為であり、中国訴訟との重複は 20 社のうち 2 社のみ、証拠の国外集中は認められない、民事訴訟法 142 条（二重起訴の禁止）にいう「裁判所」とは、日本の裁判所を意味し外国の裁判所を含まない、として、被告の主張を認めず。

2 争点② 準拠法について

(1) 債務不履行に基づく損害賠償請求

「本件契約の成立及び効力については、通則法附則3条3項、法例7条により、当事者による準拠法の選択がある場合は当該選択地の法により、当事者による準拠法の選択がない場合は行為地法（同条2項）によるべきものである。」

本件契約書には、準拠法についての規定がなく、契約当事者である被告及び脱退原告において準拠法の選択について合意していたことを認めるに足りる証拠もないので、本件契約の成立及び効力の準拠法は、本件契約の行為地である我が国の法によることになる。」

(2) 不当利得返還請求

「参加人は、前記第2の3(5)のとおり、本件不当利得返還請求権は、通則法の施行日である平成19年1月1日より前である平成18年以前に発生したものであると主張する。

したがって、本件不当利得返還請求権の準拠法は、通則法附則3条4項、法例11条により、原因事実発生地、すなわち被告が利益を取得した地の法となる。参加人は、被告は日本、中国及びタイ王国に所在する各ライセンサーに対してライセンスを付与し、各ライセンスからのライセンス料を日本に送金させていると主張するものであるから、被告が利益を取得した地である日本法が準拠法となる。」

3 争点③ 本件契約の成否および内容

(1) 本件契約の成否および効力（契約の成立の真正）について

東京訴訟において、同一の主張がなされ、判断もされていることを前提に、「上記事実によれば、本件訴訟における被告の主張中本件契約の成立及び効力を争う部分は、東京訴訟における主張の実質上のむし返しというべきことが明らかである。そして、このように後訴における主張が前訴のそのむし返しにすぎない場合には、後訴における主張は、信義則に照らして許されないものと解するのが相当である」と判断。本件契約の成立の真正を肯定。

(2) 本件契約に基づく被告の債務の内容について

ア 本件著作物および旧ウルトラマンキャラクターについて

「本件契約書は、「ライセンス付与契約書」という表題の下に、前文において、「株式会社円谷プロド・アンド・エンタープライズは、脱退原告に対し、以下の契約条項及び契約条件でライセンスを付与するものとする。」と述べた上、第1条において、本件著作物ほか3作の映画を特定し、第2条において、「契約地域及び契約期間」として、「ネガプリントを初めに制作した日から、日本を除くすべての国における、不特定期間の独占権」と記載し、第3条において、「ライセンスの範囲」として、「本ライセンス付与契約により生ずる全ての権利は、以下のものを含み、かつ、それらに限定される」とし、「配給権」（3.1）、「複製権」（3.3）、「第1条記載のフィルムの制作において使用された

全てのモデル及びキャラクターについて、全ての素材及びあらゆる形態による、オリジナルのキャラクターに基づく商業上の目的のためにする複製」（3. 7）等を列挙していることが認められる（甲2）。

上記記載に鑑みると、本件契約書は、第1条で特定した映画についての独占的な利用権を脱退原告にライセンス（許諾）するものであり、利用権の内容には、旧ウルトラマンキャラクターを素材とするキャラクター商品を複製、販売等する権利も含まれ、本件契約に基づき、被告が日本以外の国において第三者に対して本件著作物及び旧ウルトラマンキャラクターの利用を許諾することも禁じているものと認められる。」

イ 本件著作物が制作された後に製作されたウルトラマン映画および新ウルトラマンキャラクターについて

「参加人は、本件契約に基づき脱退原告に付与された本件独占の利用権は、本件著作物を翻案・変形した著作物（二次的著作物）を制作し、利用する独占的権利を含む（本件契約書第3条3. 2、3. 3）ものであり、かかる権利が本件独占の利用権に含まれないとしても、脱退原告が本件著作物ないし旧ウルトラマンキャラクターについて独占的利用権を有する以上、被告が同キャラクターに類似するキャラクターの利用を第三者に許諾してはならない義務を負うことは当然であると主張する。

しかしながら、上記解釈は、① 「Production Right」（制作権）という用語は、著作権法における用語ではなく、いわゆる翻案権は、英語では通常「adaptation」と表記されること、② 本件契約書の第3条の3. 7は、ウルトラマンキャラクターの利用について、「第1条記載のフィルムの制作において使用されたオリジナルのモデル及びキャラクターについて」と、許諾の対象となるキャラクターを特定して記載しており、本件著作物の二次的著作物に登場するウルトラマンキャラクターについては、許諾の対象として想定していないことがうかがえること、などの事実と相いれないものであるから、これを採用することはできない。また、本件独占的利用権の内容に本件著作物の翻案権が含まれない以上、脱退原告が本件著作物の独占的利用権を有するからといって、これにより当然に、被告が本件著作物の二次的著作物を制作したり、被告が制作した二次的著作物を利用したりすることを制限することができるものではないことは、当然である。したがって、参加人の上記主張は理由がない」

本件契約に基づく独占的利用権の対象は、本件著作物および旧キャラのみ。

4 争点④ 被告の債務不履行および不当利得の有無

(1) ライセンス契約①について

「本件ライセンス契約①における対象物のうち、「ウルトラマン」、「ウルトラセブン」、「帰ってきたウルトラマン」、「ウルトラマンエース」及び「ウルトラマンタロウ」は、旧

ウルトラマンキャラクターであり、同契約は韓国等の外国における上記キャラクターの利用を許諾するものであるから、被告が本件ライセンス契約①を締結し、上記ライセンス期間を更新したことは、本件契約の債務不履行に当たると認められる。」

損害は、ライセンス契約①所定のライセンス料を得る機会を失ったことを前提に、「本件における証拠を精査しても、上記の正味販売額の具体的金額を認めるに足りる証拠はないので、本件では、上記最低保証金をもって、本件ライセンス契約①により被告の得たライセンス料、すなわち脱退原告の逸失利益と認めるのが相当である」と判断。

損害＝ロイヤリティ保証金 3600 万円（450 万円×8 期）×5/11（旧キャラ/全キャラ）

(2) ライセンス契約②～⑧について

新キャラを対象としていることから、債務不履行・不当利得否定。

(3) ライセンス契約⑨～⑰について

「上記広告の記載だけでは、上記広告に掲載された会社に対して被告が利用を許諾したものが、本件著作物又は旧ウルトラマンキャラクターなのか、本件著作物が制作された後に制作されたウルトラマン映画又は新ウルトラマンキャラクターなのか、明確でないといわざるを得ない。また、上記広告には、被告が上記会社との間で締結したライセンス契約の具体的内容（ライセンス期間、ライセンス料等）については何ら記載されておらず、他に上記契約内容を認めるに足りる的確な証拠はない」等の理由により、請求を認めず。

(4) ライセンス契約⑱～⑳について

「上海円谷は、被告の子会社であるとはいえ、被告とは別個の法人であるから、上海円谷が上海映像等との間で本件著作物又は旧ウルトラマンキャラクターの利用についてライセンス契約を締結し、ライセンス料を得たとしても、かかる行為をもって当然に被告による本件契約の債務不履行又は被告による不当利得と認めることはできない」

仮に、上記ライセンス契約が上海円谷の親会社である被告の意向により締結されたものであるとしても、商事消滅時効の成立が認められると判断。

(5) タイ最高裁判決との関係

「上記タイ最高裁判決は、本件契約書が偽造されたものであり、本件契約の成立は認められないとの判断を前提とするものであり、かかる判断は、我が国における確定判決である東京高裁判決及び本件訴訟における当裁判所の前記認定と全く相反するものである。そして、本件契約の成否及び本件契約の内容に関する当裁判所の前記認定に従えば、本件独占的利用権を有する脱退原告が、タイ王国において本件著作物ないし旧ウルトラマンキャラクターのライセンス事業を行うことは、何ら違法なものではなく、そうである以上、被告による本件ライセンス契約①の締結等により、脱退原告は上記ライセンス機会を失ったものと認

めるのが相当であり、被告の上記主張は理由がない」

第4 控訴審判決一原判決変更。被告敗訴部分取消し。第1審脱退原告承継参加人の請求棄却、控訴棄却。

1 国際裁判管轄、準拠法、契約の成否に関する判断は維持

2 争点③被告の債務の内容について、次のとおり、付加。

「参加人は、本件契約の第3条3. 2にいう制作権 (Production Right) に、本件著作物の二次的著作物を制作する権利ないし翻案権が含まれることを前提として、被告が、本件契約に基づき、本件著作物及びそこに登場するウルトラマンキャラクター (旧ウルトラマンキャラクター) に類似するキャラクター (新ウルトラマンキャラクター) の利用を第三者に許諾してはならない義務を負う旨主張する。しかし、参加人の主張は失当である。制作権 (Production Right) の通常の語義からすれば、本件著作物の二次的著作物を制作する権利ないし翻案権が含まれると理解することは困難であり、本件契約において、特に、『制作権 (Production Right)』の語にそのような権利が含まれると解すべき事情があるとも認められない。また、本件契約の第3条3. 4に著作権 (Copyright) と記載されているところ、『著作権 (Copyright)』の語に著作権の支分権である翻案権が含まれるとするならば、同3. 3に『複製権』と記載されていることと整合しないから、上記『著作権 (Copyright)』に支分権である翻案権が含まれるとは解されない。したがって、被告が、本件契約に基づき、新ウルトラマンキャラクターの利用を第三者に許諾してはならない義務を負うとはいえない」

3 争点④被告の債務不履行および不当利得の有無に関し、

ライセンス契約①については、債務不履行はあるが、脱退原告の損害発生を否定。不当利得についても損失発生を否定。

ライセンス契約②については維持

ライセンス契約⑨ないし⑰については、次の判断を挿入。

「参加人は、本件ライセンス契約⑨、⑩、⑫、⑭、⑮については、ライセンス対象物の一部に本件著作物又は旧ウルトラマンキャラクターが含まれていることを被告も認めており、上記各ライセンス契約締結行為は本件契約に違反し、脱退原告に、ライセンス料を得る機会を失うという損害が生じたことは明白であるから、『損害が生じたことが認められる場合』(民事訴訟法248条)に該当し、『損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき』として、脱退原告に生じた損害について『相当な損害額』が認定されるべきである旨主張する。しかし、参加人の主張は失当である。上記各ライセンス契約のライセンス対象物の一部に本件著作物又は旧ウルトラマンキャラクターが含まれるとしても、それらの内容、ライセンス対象物全体に占める割合、ライセンス期間、ライセンス料等について明らか

にする証拠はない。そうすると、脱退原告がいかなるライセンス料を得る機会を失ったのか
が不明であり、脱退原告に損害が生じたとの事実自体を認定するに足りないというべきで
ある。したがって、民事訴訟法248条に基づいて相当な損害額を認定すべきであるとの参
加人の主張は採用できない。」

4 控訴審における主張について

「上記の平成10年契約第2.3条の内容からすると、脱退原告は、同契約時以降、本
件契約上の一切の権利に関し、補助参加人との間で、平成10年契約とは別にライセンス
契約を締結してライセンス料を得ることはできないと解されるのみならず、仮に、平成1
0年契約以前に、補助参加人が脱退原告の承諾なく本件契約上の権利を利用したために脱
退原告がライセンス料を得る機会を逸していたとしても、平成10年契約において、その
ライセンス料相当額の損害ないし損失を全て精算する意思の下に、平成10年契約を締結
したものと解される。そして、平成10年契約に基づいて脱退原告が受領した1億円は、
同契約の有効期間中、脱退原告が原則として本件契約上の権利に基づく商品の製造、使
用、販売をせず、いかなる国・地域においても、同権利のライセンス、譲渡、質入等の処
分をしないことの対価であるほか、同契約以前に、補助参加人の行為により脱退原告の本
件契約上の権利に関し何らかの損害ないし損失が発生していた場合は、その補償をも含む
趣旨であったと考えるのが合理的である。

そうすると、脱退原告は補助参加人との間で別途ライセンス契約を締結してライセン
ス料を得る機会を有しないと解されるから、そうである以上、被告が補助参加人との間で
本件ライセンス契約①（そのライセンス期間の更新を含む。）を締結したとしても、脱退
原告に、上記債務不履行による損害、又は被告のライセンス料取得による損失が発生した
ことを認めることはできない。」

第5 検討

1 国際裁判管轄について

(1) 国際裁判管轄

➤原審判決は、最高裁昭和56年判決（マレーシア航空事件）で示された民事訴訟法の
の土地管轄の規定から国際裁判管轄の存否を決定する立場（逆推知説）をとりつつ、
最高裁平成9年判決で示された当事者の公平、裁判の適正・迅速に反するような「特
段の事情」がある場合には修正を認める（特別の事情説）。

なお、逆推知説のほか、当事者の公平、裁判の適正・迅速という観点から条理によ
り国際裁判管轄を決定する立場がある（管轄配分説）。

➤平成23年民事訴訟法改正

3条の2第3項：法人に対する訴えについては、その主たる事業所又は営業所が日本

国内にあるとき、事務所もしくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が国内にあるときに管轄を認める。

3 条の 9：訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合でも、当事者の衡平を害し、適正・迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる旨を定める。

(2) 国際訴訟競合（同一訴訟当事者間で同一訴訟物について、異なる国にそれぞれ訴えが提起された場合の規律）

➤民訴法 142 条にいう「裁判所」とは、日本の裁判所を意味し、外国の裁判所を含まない（争いなし）。

➤従来、外国訴訟の係属を考慮することなく、我が国での訴訟係属を認める見解（無制限説）が主流であったが、近時は、国際訴訟競合の状態を考慮して、訴訟係属に制限を加える見解（制限説）が主流になりつつある。

制限説のなかで、いずれの国で裁判を行うのが適切であるかを比較衡量する見解（比較衡量説）、将来的に下される外国判決が我が国で承認執行可能であると予測されれば、我が国の後訴を認めない見解（承認予測説）、比較衡量説の一つのアプローチの仕方として、民訴法 3 条の 9 の適用において、特別の事情の一つとして訴訟競合を考慮する立場（特別の事情説）がある。

➤原審判決は、比較衡量説に立ち、我が国の管轄権を否定すべき特段の事情があるかどうかを検討して、我が国の管轄権を認めたものといえる。

2 準拠法について

(1) 債務不履行の準拠法

法例 7 条 2 項（準拠法の選択がない場合の契約の成立及び効力の準拠法）：行為地法
通則法 8 条 1 項（Ⅱ）：最密接関係地法

(2) 不当利得の準拠法

法例 11 条：原因事実発生地法

通則法 14 条：原因事実発生地法。ただし、通則法 15 条は、当事者間の契約に関連して不当利得が生じたことなどの事情により、明らかに密接な関係がある他の地がある時は、当該他の地の法と定める。

なお、利得と損失がそれぞれ異なる法域で生じた場合には、利得発生地を不当利得地と解すべき（通説）。

➤原審判決は、被告が、日本、中国およびタイ所在の各ライセンサーからライセンス料を日本に送金させていることをもって、利得発生地を日本とし、日本法を準拠法と

した。

➤「A から Y に対する不当利得返還請求権は両者間の本件契約債務の不履行という自体を清算する目的でなされたものであり、債務不履行に基づく損害賠償請求と同一の機能を有する以上、前者も後者とともに統一的に本件契約の準拠法たる日本法に拠らしめるのが適切ではないか」（嶋拓哉・ジュリスト）。

➤通則法 15 条により、判決・嶋見解と同じ結論を導きうる。

3 債務不履行・不当利得について

- (1) 本件契約に基づく独占的利用許諾の対象に新キャラも含まれ、被告は新キャラの利用許諾をしてはならない義務を負うか。

原審：第 3 条 3.2「制作権」は著作権法における用語ではなく、翻案権は **adaptation** と標記される。②第 3 条 3.7 は、許諾の対象となるキャラクターを特定して記載しており、新キャラについては許諾の対象として想定していないことがうかがえる。

控訴審：①第 3 条 3.2「制作権」という用語の語義から翻案権を含むとするのは困難。

②翻案権が含まれると解すべき事情もない。③第 3 条 3.4 の「著作権」に翻案権が含まれるとするなら、第 3 条 3.3 に「複製権」と記載されていることと整合しない。

➤判決によれば、「翻案権」の利用許諾の有無について、厳格な認定がされているように感じるが、やむなしというところか。

- (2) 脱退原告に損害は発生しているか。

控訴審：被告が補助参加人との間で契約を締結したことにより、脱退原告ないし補助参加人が補助参加人からライセンス料を受けられなかったとしても、平成 10 年契約を締結したことによって、補助参加人は別途ライセンス料を受け取る可能性はなくなった。したがって、脱退原告に損害・損失はない。

➤平成 10 年契約は、脱退原告と補助参加人間において、脱退原告が権利を放棄するものであり、被告は無関係。ただし、補助参加人から脱退原告が受け取るべきライセンス料を受け取れなかったことが損害であるとすれば、脱退原告には損害は発生していないといえる。